

知事が定める地域等の指定

昭和39年12月25日
告示第1111号

改正 昭和45年12月4日告示第1144号
昭和49年4月1日告示第328号
昭和51年2月17日告示第167号
昭和51年3月30日告示第349号
昭和51年9月17日告示第965号
昭和53年4月21日告示第463号
昭和62年4月1日告示第507号
平成6年4月8日告示第538号
平成9年3月25日告示第447号
平成11年4月6日告示第531号
平成12年3月31日告示第587号
平成17年7月1日告示第1364号
平成18年3月24日告示第453号
平成18年3月24日告示第454号
平成18年3月24日告示第455号
平成19年3月20日告示第486号
平成19年3月20日告示第487号
平成25年3月26日告示第309号

愛媛県屋外広告物条例(昭和39年愛媛県条例第50号。以下「条例」という。)及び愛媛県屋外広告物条例施行規則(昭和39年愛媛県規則第93号。以下「規則」という。)の規定に基づき、次のとおり地域、区域若しくは場所又は施設若しくは物件を指定し、昭和40年1月3日から施行し、昭和36年5月愛媛県告示第401号、昭和37年愛媛県告示第151号及び昭和37年10月愛媛県告示第787号は、同年1月2日限り廃止する。

1 条例第5条第1項第2号の規定により指定する地区

名 称	所 在 地
松山広域都市計画風致地区上吾川風致地区	伊予市上吾川地内

2 条例第5条第1項第12号の規定により指定する区間

道路の名称	指定区間
県道船越平城線	全区間
今治市道内港喜田村線	今治市道恵美須鯉池町線との交点から今治市道今治駅天保山線との交点までの区間

道路の名称	指定区間
今治市道今治駅天保山線	今治市道内港喜田村線との交点から今治市道黄金通線との交点までの区間
今治市道黄金通線	今治市道恵美須鯉池町線との交点から今治市道今治駅天保山線との交点までの区間
今治市道恵美須鯉池町線	今治市道内港喜田村線との交点から今治市道黄金通線との交点までの区間

3 条例第5条第1項第13号の規定により指定する区域

次の表の左欄に掲げる道路から展望できるそれぞれ同表右欄に掲げる区域

道路の名称	区域
四国縦貫自動車道	県内の全区間の両側の路端からそれぞれ100メートル以内の区域
四国横断自動車道高松窪川線	県内の全区間の両側の路端からそれぞれ100メートル以内の区域
一般国道56号	県内の自動車専用道路の区間の両側の路端からそれぞれ100メートル以内の区域
一般国道196号	自動車専用道路の区間の両側の路端からそれぞれ100メートル以内の区域
一般国道317号	県内の自動車専用道路の区間の両側の路端からそれぞれ100メートル以内の区域
県道船越平城線	全区間の両側の路端からそれぞれ50メートル以内の区域

注1 道路の区間は、供用開始されている部分に限る。

2 次に掲げる市町の区域に係るものを除く。

- (1) 松山市
- (2) 宇和島市
- (3) 大洲市
- (4) 内子町

4 条例第5条第1項第17号の規定により指定する河川及び溪谷の付近の地域

名称	所在地	指定区域
鈍川温泉周辺	今治市玉川町鈍川地内	二級河川木地川のうち今治市道木地川本線の弥貴貫橋から二級河川玉川の合流点までの区間の河川敷及びこの区間の両岸からそれぞれ500メートル以内の区域

5 条例第5条第1項第18号の規定により指定する空港及び駅前広場並びにこれらの付近の地域
今治駅前広場、新居浜駅前広場及び西条駅前広場。ただし、歩道敷は、除く。

6 条例第5条第2項第10号の規定により指定する電柱類

一般国道11号のうち県内の全区間(松山市の区域に係るものを除く。)及び一般国道33号のうち同市と伊予郡砥部町境から同町宮内1403番2地先までの区間内にある電柱類(街灯柱を除く。)

7 条例第7条第1項第4号の規定により指定する公益上必要な施設又は物件

(1) 防犯灯及び街路灯

(2) 公園等のベンチ

(3) 児童の遊戯施設

(4) 道路交通法(昭和35年法律第105号)に規定する案内標識

8 規則別表第1第1の2の(7)のウの(ア)の規定により指定する区域

次の表の左欄に掲げる道路及び鉄道等から展望できるそれぞれ同表右欄に掲げる区域

道路及び鉄道等の名称	区域
四国縦貫自動車道	県内の全区間の両側の路端からそれぞれ100メートルを超え500メートル以内の区域
四国横断自動車道高松窪川線	県内の全区間の両側の路端からそれぞれ100メートルを超え500メートル以内の区域
一般国道11号	県内の全区間の両側の路端からそれぞれ500メートル以内の区域
一般国道33号	県内の全区間の両側の路端からそれぞれ500メートル以内の区域
一般国道56号	(1) 県内の自動車専用道路の区間の両側の路端からそれぞれ100メートルを超え500メートル以内の区域 (2) 県内の全区間(自動車専用道路の区間を除く。)の両側の路端からそれぞれ500メートル以内の区域
一般国道192号	県内の全区間の両側の路端からそれぞれ500メートル以内の区域
一般国道194号	県内の全区間の両側の路端からそれぞれ500メートル以内の区域
一般国道196号	(1) 自動車専用道路の区間の両側の路端からそれぞれ100メートルを超え500メートル以内の区域 (2) 全区間(自動車専用道路の区間を除く。)の両側の路端からそれぞれ500メートル以内の区域
一般国道197号	県内の全区間の両端の路端からそれぞれ500メートル以内の区域

道路及び鉄道等の名称	区域
一般国道317号	(1) 県内の自動車専用道路の区間の両側の路端からそれぞれ100メートルを超え500メートル以内の区域 (2) 県内の全区間(自動車専用道路の区間を除く。)の両側の路端からそれぞれ500メートル以内の区域
県道新居浜角野線	全区間の両側の路端からそれぞれ500メートル以内の区域
県道壬生川新居浜野田線	全区間の両側の路端からそれぞれ500メートル以内の区域
県道東予玉川線	今治市道温泉線との交点から一般国道317号との交点までの区間の両側の路端からそれぞれ500メートル以内の区域
県道今治波止浜線	全区間の両側の路端からそれぞれ500メートル以内の区域
四国旅客鉄道株式会社予讃線	県内の全区間の軌道敷の両側からそれぞれ500メートル以内の区域
四国旅客鉄道株式会社予土線	県内の全区間の軌道敷の両側からそれぞれ500メートル以内の区域
四国旅客鉄道株式会社内子線	全区間の軌道敷の両側からそれぞれ500メートル以内の区域
伊予鉄道株式会社各路線	全区間の軌道敷の両側からそれぞれ500メートル以内の区域

注1 道路の区間は、供用開始されている部分に限る。

2 次に掲げる市町の区域に係るものを除く。

- (1) 松山市
- (2) 宇和島市
- (3) 八幡浜市
- (4) 大洲市
- (5) 内子町

9 規則別表第1第1の2の(7)のウの(イ)の規定により指定する区間

道路及び鉄道等の名称	指定区間
一般国道11号	県内の全区間
一般国道33号	県内の全区間
一般国道56号	県内の全区間
一般国道192号	県内の全区間
一般国道194号	県内の全区間
一般国道196号	全区間
一般国道197号	県内の全区間
一般国道317号	県内の全区間
県道新居浜角野線	全区間
県道壬生川新居浜野田線	全区間

道路及び鉄道等の名称	指定区間
県道東予玉川線	今治市道温泉線との交点から一般国道317号との交点までの区間
県道今治波止浜線	全区間
四国旅客鉄道株式会社予讃線	県内の全区間
四国旅客鉄道株式会社予土線	県内の全区間
四国旅客鉄道株式会社内子線	全区間
伊予鉄道株式会社各路線	全区間

注1 道路の区間は、供用開始されている部分に限る。

2 次に掲げる市町の区域に係るものを除く。

- (1) 松山市
- (2) 宇和島市
- (3) 八幡浜市
- (4) 大洲市
- (5) 内子町

前 文(抄)(昭和51年9月17日告示第965号)
昭和51年10月1日から施行する。

前 文(抄)(平成6年4月8日告示第538号)
平成6年7月1日から施行する。

前 文(抄)(平成9年3月25日告示第447号)
平成9年4月1日から施行する。

前 文(抄)(平成12年3月31日告示第587号)
平成12年4月1日から施行する。

前 文(抄)(平成17年7月1日告示第1364号)
告示の日から施行する。

前 文(抄)(平成18年3月24日告示第453号)
告示の日から施行する。

前 文(抄)(平成18年3月24日告示第454号)
平成18年4月1日から施行する。

前 文(抄)(平成18年3月24日告示第455号)
平成18年7月1日から施行する。

前 文(抄)(平成19年3月20日告示第486号)
平成19年4月1日から施行する。

前 文(抄)(平成19年3月20日告示第487号)
平成19年7月1日から施行する。

前 文(抄)(平成25年3月26日告示第309号)

告示の日から施行する。